九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

朝覲考察制度の創設

和田,正広 九州大学文学部

https://doi.org/10.15017/24546

出版情報:九州大学東洋史論集. 10, pp. 97-131, 1982-03-25. 九州大学文学部東洋史研究会

バージョン: 権利関係:

2 1

2 1

朝覲考察制度の創設

和 田 正

広

て、宋代より君主独裁権力が確立するが、特に明代では考 する科挙制度よりも、 はるかに古い。科挙制の成立に伴っ

満と呼ばれたこの制度は、より発展をみた。 ところで、明代特にその前半における任官の前提条件に

の階級的人民支配を委任された地方官の治績の良否を評定 紀後半の明初洪武年間では、里老人・耆民等の在地地主層 したのは、被支配階級の小農民等ではなく、例えば十四世 の昇官のための主要な制度的保証は、考課であった。 は科挙と薦挙とがあったが、官僚の願望に応える王朝国家 皇帝

不可能なことであった。従って、官僚の考課を委任された 与を意味し、集権官僚制による君主独裁権力とは矛盾する な小農民に評定権を付与することは、彼らへの参政権の付 性格が貫徹していた。まして税役収取の主対象である広範 級の長官であった。このように、考課の制度には、階級的 であり、明代後半以降では、官評の名が示すように地方各

敗に導く危険性を内包していた。一人歩きを始めて、無責任な発財制度に変貌して官場を腐彼らの運営する評定制度は、官僚集団の利益追求のために、であり、一旦彼らに対する皇帝の監督機能が衰退すれば、各級地方長官は、独裁君主にのみ責任を負えば事足りたの

本稿でとり上げる明の太祖朱元璋の創設した、一定の年本稿でとり上げる明の太祖朱元璋の創設した、一定の年本稿でとり上げる明の太祖朱元璋の創設した、一定の年本稿でとり上げる明の太祖朱元璋の創設した、一定の年本稿でとり上げる明史を含んでいたが、朝覲考察の黜は、世の「黜」に重点のおかれた考満・朝覲考察の中、考満の財る「黜」に重点のおかれた考満・朝覲考察の中、考満の問に亘って親しく政務の決裁に精励した太祖が地方官に対して新たに朝覲考察制度を創設した要因を、二つの考課制間に亘って親しく政務の決裁に精励した太祖が地方官に対度の黜陟のあり方と評定基準並びに貪官排除策等を通じて疾討したものである。その結果、朝覲考察制度は王朝の税検討したものである小農民の支配を委任された地方官をして、元末の戦乱で荒廃した彼らの再生産を確立・維持せして、元末の戦乱で荒廃した彼らの再生産を確立・維持せしる。

不明である。

考課の展開と黜陟の在り方

1 考満入覲の場合

齎解由到省。次日引見。如到來、當該房分、不行引見、凡各處任満官員、須要隨即、將帶家小、起解任所、親洪武元年(一三六八)刊の大明令、吏令には、

する、との規定がみえる。右では、任満が何年であるかがの中書省に到って解任の由帖を提出したのち、皇帝に謁見家族を引きつれて赴任の地を出発し、中央政府のある金陵とあって、任満つまり官僚任期を満了した地方の官員は、

吏目典史在任者、給由赴京。佐貳及首領官、在任三年、所司具其政績、申達省部。招。府州縣正官。三年一考課于吏部、覈其賢否而黜陟之。明実録・太祖洪武二年九月癸卯の条には、

中書省・吏部に送られた。しかし、彼らに対する黜陟は不官及び首領官も、在任三年目に所管の上司によって政績を黜陟されたということは、上京したことを意味する。佐貳部において賢否を評定されて黜陟の決定を受けた。彼らがとみえ、知府・知州・知県等の正印官は、三年に一度、吏

の記された由帖を給されて上京する、とみえる。明である。ただ、首領官のうち、吏目・典史は履歴・政績

県丞で一考=三年間に罪過のない者を知県に昇す規定がみ昇し、知県で二考=六年間に罪過のない者を知州に昇し、酉の条に、府同知で一考=三年間に罪過のない者を知府に次に、黜陟の内容については、明実録洪武三年十二月癸

える。

九年であった。明実録洪武九年十二月己未の条には、州県官僚が弾圧された後、官僚機構の整備が図られた洪武るのは、後述の空印の案によって江南近辺出身の行省・府は、昇官についてだけがみえる。黜陟期限が九年に決定す三年もしくは六年の如く統一的ではなかった。黜陟の内容によ、洪武三年間の地方官の考満における黜陟の期限は、

吏部紀録。終布政使司呈中書省、監察御史按察司呈御史台。俱送終布政使司呈中書省、監察御史按察司呈御史台。俱送其犯公私罪、應笞者贖。應徒流杖者紀。毎歳一考、歳命中書吏部、自今諸司正佐首領雑職官、俱以九年爲満。

内容は、降級・改任や左遷・免官には及んでいない。右に杖刑に相当すれば履歴に紀録される、という如く、黜陟のし、笞刑に相当すれば贖罪を許し、強制労働の徒刑、流刑、考満、つまり黜陟期限は九年に決定した。公罪・私罪を犯とあって、府州県の正・佐官と首領官や巡検等の雑職官のとあって、府州県の正・佐官と首領官や巡検等の雑職官の

法は、表Iとして表示できる。

最終に吏部に集約された。終りに府州県官の政績を評定する、の意味である。政績は使や御史・按察使等の上司が中央への報告のために毎年の毎歳一考という一考は、一考=三年の意味ではなく、布政

といえる。明実録洪武十四年十月壬申の条にみえる考劾の 三年正月の胡惟庸事件による天子への六部直属体制=六部 える。不称職のほか、「称職」「平常」を含めた三等の評語 て国家財政を確立せしめた里甲制の発足を俟って確立した 十月以降のことである。考劾の法は、 が税糧負担額による府州県の繁簡則例と組み合わさって、 方へ左遷された例は、明実録洪武十三年正月乙巳の条にみ が広東、広西、福建汀・漳、 基本法令となった。つまり、 一十六年の諸司職掌に採録されて、考満に関する明一代の 「考劾の法」として内外官に適用されるのは、洪武十四年 -布政司体制の確立、経済的には同十四年正月に制定され 「不称職」つまり職責にかなわず、と評定された地 考満の法は、政治的には同 江西龍南・安慶、 考覈とも称され、 湖広郴州 方官

表 I 〈考 劾 の 法〉

			\~ .				 	 ı —	r-	ı —		Γ	Γ	_		,	_					
					(,	A)							昇一等						昇一等	昇二等	陟	九年通
							本等用					本等用						本等用			留任	九年通考の評定
雑職内用	降三等(初考)	降二等(初考)	黜之 (※)	雑職内用	降二等	降一等		雑職内用	降三等	降二等	降一等			雑職内用	降三等	降二等	降一等				戴	
																					称職	考
						<u> </u>															平常	
											٠										不称職	語
																					繁	税糧
																					簡	石数
															-						無過	罪
																					公私過答	過 の
			三次以上	二次	一次			四次以上	三次	二次	一次			五次以上	四次	三次	二次	一次			流紀罪録徒	程度

〔註〕塗りつぶした部分は評定の条件である。

であったともいえよう。なお、実録の右同条に、「在京六 たケースが多いことにより、「これを黜く」の規定は有効 処罰体制が確立する以前においては、微罪でもクビになっ 如くである。しかし、後述するように、朝覲による考察の ば、殆どの官僚はクビ=免官になることを免れていたかの 意味するものと考えられる。だが、考劾の法の建前によれ あった。ただ一例、Mのケースで徒・流罪を三次以上紀録 流罪を犯せば昇官は至難である、というのが法制の建前で 税糧石数の大きい府州県に任官して称職であっても、 した場合(※印)に「これを黜く」とみえるのは、 は五例であるのに対して、降任は二十二例である。つまり、 表I<I考劾の法>によれば、昇任は僅かに三例、 罷免を 徒

よう。 考満の黜陟に対する考察の黜陟のあり方を検討し

考満黜陟されることになった。

月で計算された。但し、同十七年三月以後、京官は三年で されたが、京官の一考は三十ヶ月、地方官の一考は三十六ヶ う如く、京官・外官とも三年一考の三考=九年で通考黜陟 流并雑職官、九年任満、給由赴吏部考劾、依例黜陟」とい

を許されなかったのであろう。

部五品以下……各三年一考、

九年通考黜陟」とか「内外入

2 考察の場合

a

朝覲考察、

つまり地方官の朝覲の際に併せて考察も行う

明令、 子が訓戒する方式で教育的効果に重点がおかれていた。大 たのは同十八年正月であった。それ以前は、 方式が現われるのは洪武十一年三月であり、 吏令には 朝覲の際に天 黜陟が現われ

朝覲しない者に対する処罪規定は見えないが、彼らは復任 られた。この令を遵守する者は、復任が許された。 参して上京し、宮中に参内して天子を訪問することが決め 任する者は、任内の行過事蹟つまり政績の記録簿を自ら持 とあって、洪武元年の令では、知府以上の地方官で三年在 齎三載任内行過事蹟、赴京朝覲。如無規避、依舊復任。 凡各處府州県有司官員、在任三年、不許注代。 但し、

- 101 -

許令親

表	I	<	朝	覲釒	表	>			
27年正月	21年正月	№ 18年正月	〃 15年正月	〃 11年正月	〃 8年正月	〃 6年正月	〃 3年正月	洪武元年正月	朝覲年月
「按察司官」	「十二布政使司及直隸府州」	「布政使司・按察司及府州県」	「天下朝覲官」	「布政司官」「知府」	「郡県」	「守令」	「按察司官」	「府州県官」	地方官職名
9	8	7	6	5	4	3	2	1	
明実録洪武二十七年正月乙巳	明実録洪武二十一年正月戊寅	明実録洪武十八年正月癸酉	明実録洪武十五年正月庚戌	明実録洪武十一年正月乙未	国朝典彙卷三九、吏部六、朝覲考察、洪武八年正日	明実録洪武六年春正月乙巳	明実録洪武三年正月甲午	明実録洪武元年春正月辛丑	典 拠

官の朝覲は、ほぼ三~四年毎に行われている。洪武元年の~三年毎に挙行されているが、布政司・按察司官や府州県<朝覲年表>によれば、全地方官を通じて、朝覲はほぼ二洪武年間の朝覲の年月・地方官職名・典拠を記した表Ⅲ

年十二月己未の条には、るが、その点は以下の史料からも窺われる。明実録洪武九三年一朝覲制が実行され難かったことは表に歴然としてい

每年一朝覲。其佐二官及知州知縣、每三年一朝覲。:--命中書吏部。:-----各處有司知府、以實歷俸月日爲始、

府の朝覲が一年より三年に変更になっている。明実録洪武とあって、府同知~知県の三年一朝が確認されたのち、知

覲の期が辰戌丑未の三年毎に確定した際にも、

それ以前は

「外官は毎年一朝」などという曖昧な表現がみられる。布

知府亦三年一朝。

十八年六月戊申の条にも、

簿、赴部考覈。吏典二人、從其布政司按察司官、亦然。得無煩勞。自今定爲三年一朝。 資其紀功圖册・文移藁上諭吏部臣曰。天下府州縣官、一歳一朝、道里之費、

持参が義務化した点が注目される。後述の同二十九年に朝年令の行過の事蹟に相当する紀功図冊の他に、文移藁簿の表中には一年一朝の事実は見当らない。ここでは、洪武元一年一朝制が三年一朝制に法令化している。また、朝覲年とあって、府州県宮の朝覲は、後述の同十七年七月規定の著爲令。

布・按二司官、府州県官の朝覲規定の建前と実際にはズレ十六年の諸司職掌で始めて三年一朝制となった。要するに、しかし彼らの朝覲の期も、表Ⅱでは三~四年毎にしか確認常・不堪用の名數」を持参して報告することが法令化した。。 常・不堪用の名數」を持参して報告することが法令化した。。 常・不堪用の名數」を持参して報告することが法令化した。。 常・不堪用の名數」を持参して報告することが法令化した。。 常・不堪用の名數」を持参して報告することが法令化した。。 常・不堪用の名數」を持参して報告することが法令化した。。 常・不堪用の名數」を持参して報告することが法令化した。。 常・不堪用の名數」を持参して報告することが法令化した。。 常・不堪用の名數」を持参して報告することが法令化した。。

による百姓の経済的疲弊の甦生策として、年正月辛丑の条で太祖は、府州県官に対して、元末の戦乱覲の内容を府州県官について検討しよう。典拠①の洪武元以下、表Ⅱの典拠も参照しながら、考察の記載のない朝

があることがわかる。

息之。惟廉者能約己而利人。貪者必朘人而厚己。……上諭之曰。天下初定、百姓財力俱困。……要在安養生

爾等當深戒之。

貪」・「闌茸」等の県官を摘発排去せよと命じたのち、して、税役・裁判における物欲にたけた或は無能な「姦た。典拠③の同六年正月乙巳の条でも、太祖は、知府に対そのためには搾取の限度を超えてはならない旨を訓戒しという如く、彼らの再生産を保証することが必要であり、

復諭之曰。慈祥愷弟身之德也。刻薄残酷德之賊也。君際にも、

子成其德而去其賊。故惠及於人。小人養其賊而悖其德。

朝覲考察制度の創設

宜勉修厥德、廣施惠政、以副朕懷。舉廉興孝、惟欲厚俗。崇德勸善、惟欲成風。……爾等故殃流於衆。且人莫不有是德。……朕之任官所用、惟賢。

れらの徳目を実践しうる倫理的善性のあることを認めて、ごみやわらぐ=愷悌の恵政を施せと訓戒し、彼らに本来こという如く、府州県は民に対して、なさけ深い=慈祥、な宜勉修厥徳、廣施惠政、以副朕懷。

使識朝廷治體、以警其玩愒之心。且以詢察言行、考其得人則治。否則瘝官曠職、病吾民多矣。朕今令之來朝、徴天下布政使司官及各府知府來朝。上謂廷臣曰。……この点は、典拠⑤の同十一年正月乙未の条にも、

その教化に努めている。

この外、太祖は典拠⑥の洪武十五年正月庚戌の条で、「天ている点は注目されるが、具体的には何ら明らかではない。際、彼らの言行をみて治績も考察するとの方針がうたわれ民統治の理念を再認識させ、心のゆるみを警告した。その取に励む恐れのある布政司官及び知府に対して、王朝の人取に放地ざるを得ない必然から、太祖は、職責を忘れて搾とある如く、独裁政治の成否が賢人を得るという人格主義

朕遵倣古制、擧用賢才、各因其器能而任、使之庶幾求

下朝覲官」に各おの知る所一人を薦挙させているが、その

治績、以觀其能否。苟治效有成、即爲賢才。

其實效。

には、任用に期待した。しかし、明実録洪武十七年七月丙午の条任用に期待した。しかし、明実録洪武十七年七月丙午の条という如く、職責を実行する能力のある薦挙による賢才の

……違者罪之。 賢才必由郷擧里選、擇其德行著稱、衆論所推者貢之。 上諭吏部臣曰。近郡縣推薦多冐濫。……其申諭之。凡

とする太祖の期待は裏切られていた。とあって、衆論に支持される徳行の賢才を薦挙せしめよう

明実録洪武六年二月乙未の条にみえる科挙停止の詔に拠ところで、洪武六年二月乙未の条にみえる科挙停止の詔に拠は、一体何か。明実録洪武四年四月辛卯の条によれば、太祖は洪武三年二月の薦挙の詔、及び同年八月の郷試の実施によって採用・任官せしめた儒者が、十全に皇帝の委任者によって採用・任官せしめた儒者が、十全に皇帝の委任者を叱責した。しかし、太祖は、任官する際には古今に通じを叱責した。しかし、太祖は、任官する際には古今に通じを叱責した。しかし、太祖は、任官する際には古今に通じを叱責した。しかし、太祖は、任官する際には古今に通じを叱責した。しかし、太祖は、任官する際には古今に通じを叱責した。しかし、太祖は、任官する際には古今に通じて「舞をです」を対して、太祖は薦挙を任官の主要上の期間を含む全期間を通じて、太祖は薦挙を任官の主要上の期間を含むくいる。

再度の薦挙の詔においても、「徳行・文芸の称ある者」を換した。この点は、明実録洪武六年四月辛丑の条にみえるな読書人である「賢才」=「學者」を薦挙させる政策に転教倫理に忠実な、つまり任官しても皇帝の施政方針に忠実つけて科挙を中止し、有司に「文芸」よりも「徳行」=儒事実に基づいた報告をしない青二才の科挙官僚に見切りを

こ、晋府長史致仕桂彦良が太平治要十二条を上奏したそのさらに科挙再開直後の明実録洪武十五年九月癸亥の条

有司に薦挙させている。

歳擧廉勤淳厚者一二員。凡所擧、不問已任未任。但得……知州知縣、於民最親、亦須選択。宜令按察知府、

人則有賞、謬擧則有罰

七曰。精選擧。夫官得其人、則庶務自理、萬民樂業。

したことからも確認できる。
陳ぶる所は、事体に通じて治道に裨するものあり」と承認の後代の考語の格目を掲げたのに対して、太祖が「彦良の州・知県を薦挙する規準として操守=清廉で政務=勤勉等という如く、按察司官や知府等の上司が親民の官である知

任官後に予想される操守・政務等の考語に優秀な評価を期で採用した薦挙の際に、推薦担当官僚を信賞必罰で拘束し、要するに、太祖は、科挙再開に至る明朝権力の確立過程

れば、太祖は、文詞・文芸に長じてはいるが、任官しても

る。 三月の科挙成式の発布につづいて、 月の考満制の確立、 主独裁権力を一層強化し、同十四年正月に里甲制の成立し させつつあったが、同十三年正月の胡惟庸事件を契機に君 確立を図るために、 り政治倫理に忠実な儒者官僚を登用し、小農民の再生産の た点があげられよう。従って、太祖は、この過程では、よ おり、伝統的な考課である考満制の確立をもみていなかっ の確立過程にあり、且つ政治的にも不安定要因をかかえて しては、後述する如く洪武九年段階までは小農民の再生産 あえて太祖が考察の断行に踏み切れなかった基本的要因と 式が採用されても、別に矛盾はなかったはずである。だが 的に弾圧する厳罰主義で臨んだ点は後述するとおりであ 薦官僚といえども、太祖がその貪官化に手を焼いて、 しであると判断していたからとも考えられる。 府州県官の治績が江南近辺出身の科挙官僚のそれよりもま 朝覲した地方官に訓戒方式だけで臨んだのは、 待して、 た段階以後は、 とすれば、 朝覲の際に貪官・無能者の排斥を狙った考察の黜陟方 収奪機会の増大に対応した小農民の再生産維持のた 政治倫理に忠実な徳行の士を推薦させた。 地方官が推薦のみで登用されたこの時代に 同十三年二月の俸禄制の重定と同十四年十 同十五年八月の郷試の実施と同十七年 朝覲の訓戒方式で治績の向上につとめ 同年より翌十八年にか しかし、 推薦出身の 太祖 個別 が

えれらのである。めの恒常的な貪官処罰方式の体制化を図るに至った、と考

(b) 朝覲考察

十七年五月戊辰の条では、持参することを命じていた。この事蹟文簿は、明実録洪武州県官が行過つまり執行済みの事蹟=政績を記した文簿を州県官が行過つまり執行済みの事蹟=政績を記した文簿を既述のように、洪武元年の朝覲令において、太祖は、府

特免其來。二十五日至京。其服色各以品級爲差。惟雲南遠在邊鄙、二十五日至京。其服色各以品級爲差。惟雲南遠在邊鄙、仍繪土地人民圖、來上。且計道里遠近、俱期以十二月。詔。天下諸司官吏來朝明年正旦者、各書其事功于册、

文移藁簿=公文書の原簿?もみえた。える紀功図册の図に相当するものである。この上諭には、参せよとあるが、これは、既述の同十八年六月の上諭にみの朝覲考察に備えて、今回新たに朝覲官は土地人民図を持という如く、事功の册として現われる。翌洪武十八年正月

された。 諸司職掌の吏部、考功部、〈朝覲〉条に次のように再整備 洪武十七、八年の朝覲規定は、同二十六年に刊行された

吏各一員、理問所官一員、照依到任須知、依式對款、運司、府州縣及土官衙門。流官等衙門官員。帶首領官凡在外官員、三年偏行朝觀。其各布政司、按察司、塩

務要新鮮潔淨。俱各自備脚力、不許馳驛、及指此爲由、京。其來朝官員服色、各照品級花樣、及欽依今定樣製。京。其來朝官員服色、各照品級花樣、及欽依今定樣製。就實養繳、以憑考覈。……俱限當年十二月二十五日到費之沖。 及將原領勅諭、諸司職掌內事蹟文簿、具本

科擾於民

とある部分を指す。これによれば、三年一朝覲の期を除く

で促えて、 正徳明会典巻十五、吏部十三、考功清吏司、諸司職掌、〈事正徳明会典巻十五、吏部十三、考功清吏司、諸司職掌、〈事番で所管の上司に提出したことがわかる。右の条は、実は通常の事蹟文簿は、春夏秋冬に各級地方官の胥吏一名が輪

洪武二十三年勅。……所有責任條例。列於後。……一

蹟文簿、赴京通考。敢有坐視不理、有違責任者、罪以每年進課之時、布政司將本司事蹟并府州県各資考過事委州。州考県。務從實效。毋得誑惑繁文、因而生事科擾。 承齡差吏典一名、賚赴本管上司查考。布政司考府。府此令一出。諸司置立文簿。將行過事蹟、逐一開寫。每此令一出。諸司置立文簿。將行過事蹟、逐一開寫。每

だけである。

だけである。

だけである。

だけである。

にある部分を再整備したものである。但し、洪武二十六年とある部分を再整備したものである。

に対したまである。

に対したものである。

に対したものである。

に対して、まだ右の同二十三年の「責任条例」では、既述の同十年に規定された毎歳年末に朝覲する布政司官による事蹟とあるのに対したまである。

に対じてある。

到任須知は地方官の政治綱領として重視されているが、貴すると考えられる。後述する責任条例や諸司職掌の中で、<朝覲>条にいう到任須知に照らして作成した文冊に相当事蹟文簿は、事蹟功業文冊・紀功文簿とも呼ばれたので、

重刑。

須知は、朱健の古今治平略巻十七、国朝考課に、任条例と俱にその作成年代は、実録には見当らない。到任

たと考えられる。件を戒めて頒布されたという臣戒録よりも以前に作成されたみえるので、明実録洪武十三年六月甲申条に、胡惟庸事(洪武)十三年、頒臣戒録。已作到任須知。

任須知」に、

「朝覲」条に事蹟文簿と俱に持参することが規定された

「朝覲」条に事蹟文簿と俱に持参することが規定された

「朝覲」条に事蹟文簿と俱に持参することが規定された

「朝覲」条に事蹟文簿と俱に持参することが規定された

盆俗、實爲官之要機。熟讀最良。故茲勅諭。劉任須知、明白、爲官之道、更有何加。若提此綱領、舉生及野人輩、皆可預先講讀、以待任用。且五所載、學生及野人輩、皆可預先講讀、以待任用。且五事是大意、以推之、諸事無有不知辦與不辦。……此書學是大意、以推之、諸事無有不知辦與不辦。……此書學是領知、明白、爲官之道、更有何加。若提此綱領、志人未官、不可不知受任應行之事。但肯於間中、先知志以未官、不可不知受任應行之事。但肯於間中、先知志以未官、其以表表。

あるゆえ、赴任前の現任官のみならず、官僚予備軍の学生・に対し、 到任須知は地方官の実務心得を記した政治綱領でという如く、 勅諭は、 五経四書が統治の理念の書であるの

朝覲考察制度の創設

野人輩にも熟読させることを狙ったものである。

帝への六部の直属、同十四年正月の里甲制の発足という明 された科挙は、同十三年正月の胡惟庸事件の捏造による皇 いた。洪武三年八月の郷試の実施以来、僅か二年半で中止 官僚の登用を抑制することが企図され、彼らは弾圧されて よる君主独裁の中華帝国への脱皮に努力していた。そのた を図った朝覲の性格を反映している。政治情況よりみた場 太祖が地方官への訓戒方式をテコに小農民の再生産の確立 がわかる。つまり、文簿の見当らないその間のブランクは、 に伴って再び現われ、 姿を消したのち、同十七年以降に朝覲に考察が併用される 王朝への妨害要因となる恐れのある江南近辺出身の科挙 以上によれば、洪武元年に現われた事蹟文簿は、 このブランクの期間、 要路の高官と結託して政治・経済的利権を独占し、 到任須知に依拠して作成されたこと 初期明朝政権は、集権官僚制に その後

えられる。 次の日程に上ったのが朝覲による考察の実現であったと考次の日程に上ったのが朝覲による考察の実現であったと考述べた。そして、科挙も再開され、薦挙も併存する中で、の制も里甲制発足後の同十四年十月に確立した点は、既に朝支配の確立によって、同十五年八月に再開された。考察

太祖は朝覲した布政司官及び知府に対して「其の治績を考」(a)朝覲、の項でみた如く、確かに洪武十一年正月、

朝覲考察には、実録の同年三月の「考績の法」が、課すると言明した。しかし、万暦明会典巻十三、吏部十二、

而不坐。有過而不稱職者爲下、不預宴、序立於門、宴稱職而無過者爲上、賜坐而宴。有過而稱職者爲中、宴凡朝覲官旌別。洪武十一年令。察其言行功能、第爲三等。

者出、

然後退。

満=考績部分の処分者に止まっていた。朝覲考察では、まだ貪汚・鬮茸等の処罰者は見当らず、考り、降級以下の処分を免がれていた。つまり、この時点の坐宴を賜与されるか否かの礼法上の制裁を受けるに止まという如く収録された。朝覲官は、政績を三等に分けられ、

と変更された。 は、それまで三歳一朝であった諸司の朝覲が一歳一朝制へ参することに決定した。明実録洪武十七年七月丙午の条で期限と服色について確定し、朝覲する諸司が紀功図冊を持期限と服色について確定し、明明正月の朝覲の規定が上京 既述の同十七年五月には、明年正月の朝覲の規定が上京

以聞。違者罪之。 之。……考覈官員稱職與否、務從至公、歳終來朝具實之。亦此考覈官員稱職與否、務從至公、歳終來朝具實上諭吏部臣曰。近……諸司考課殿最亦多失實。其申諭

ば、諸司とは布按両司官と直隷府州官を指すことになる。朝制を規定した洪武十七年令である可能性もある。とすれ一右の条文は、既述の布按両司官及び直隷府州官の一歳一

観考察後の六月に三年一朝覲制に変更されて法令化した点類考察後の六月に三年一朝凱制に変更されて法令化した点別する。
なお、右の一年一朝の制が同十八年正月実施の朝である。なお、右の一年一朝の制が同十八年正月実施の東流一朝の記載もあることより、今は諸司を地方官全体と解しておこう。即ち、官員の称職と否とを考覈すべき布按に対して報告するように命じ、違反者の処罰を言明した。ここには、朝覲の際に併せて考課を重視しようとする太祖ここには、朝覲の際に併せて考課を重視しようとする太祖には、朝覲の際に併せて考課を重視しようとする太祖には、朝朝の際に併せて考課を重視しようとする太祖には、朝朝の際に併せて考課を重視しようとする太祖には、前のである。なお、右の一年一朝の制が同十八年正月実施の朝である。なお、右の一年一朝朝制に変更されて法令化した点が日本のである。

の黜陟規定が具体化した。 次いで、明実録洪武十七年十月壬辰の条では、朝覲考察 は既に述べた。

本貫知之、以示勸戒。
之日黜之。或能遷善改過亦不黜也。陞者、黜者、皆令俟除官代之而後陞。上曰。善者即陞一等。否者待朝覲吏部尚書余熂言。善政美俗者、佐貳官宜陞之正官、留

本籍地の人々に知らせて名誉に浴させるか恥辱をさらさせ(降級~免官に亘る)処罰を受けるが、陞者・黜者は俱にに一等を昇し、善改にあらずと評定された者は朝覲の日に「右によれば、太祖は、府州県の佐貳官で善政の者は即坐

表皿 〈洪武18年正月の朝覲考察〉

表皿	〈洪武18年正月の朝覲考察〉									
뻹	陟の	区分	•	員 数	百分率					
	考	語		(4117員)		%)				
陟者	称	職	留	435	1	0.6				
	平常		任	2897	70.4					
	不利	沵職	者	471	1	1.4				
黜者	貪	貪 汚		171	4.2	7 7				
	關茸		免者	143	3.5	7.7				

は、用見を見にしているのではなりである。これで、日見を見られている。これでは、日見のは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日見のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間のでは、日間ので

モデルの出発点となった朝覲考察の挙行を伝える。る、という。明実録洪武十八年正月癸酉の条は、明

代の

六%、平常の者が約七○・四%、職にかなわない者が一一・よれば、朝覲官四千百十七員の中、職にかなう者が約一○・右の条文を表示した表Ⅲ<洪武18年正月の朝覲考察>に

実に府州県官の九割強が朝覲したことになる。また、表Ⅲ の不稱職者は、降級~左遷の処分を受けたと想定されるが、 の合計七・七%は、免官さらには身分も剝奪された者である。洪武四年十二月現在の府州県の官員数は四四九三員である。洪武四年十二月現在の府州県の官員数は四四九三員である。洪武四年十二月現在の府州県の官員数は四四九三員でる。洪武四年十二月現在の府州県の官員数に比定した場合、 の不稱職者は、降級~左遷の処分を受けたと想定されるが、四%で、三者の合計九二・四%は、留任者である。この中四%で、三者の合計九二・四%は、留任者である。この中四%で、三者の合計九二・四%は、留任者である。この中四%で、三者の合計九二・四%は、留任者である。また、表Ⅲ

れるが、今は実証できない。 六月に発生した後述の郭桓の案ではなかったかとも考えら或いはそれらと結託した中央の六部官僚への弾圧が、同年あったといえる。さらに、地方官への今回の粛清に対して、闡茸の考語で評定された者三百十四員が処罰された点に闡茸の考語で評定された者三百十四員が処罰された点に 定区分に相当する。とすれば、朝覲考察の特色は、貪汚・の称職・平常・不称職の三等の黜陟区分は、九年考満の評

後の明実録洪武十八年七月丙子の条には、を太祖は如何に評価していたのであろうか。例えば、考察では、右の七・七%の貪汚・闡茸者の存在する官僚政治

政事日壞。加以凶荒。弱者不能聊生、強者去而爲盗。由吏者多奸而弄法。蠹政厲民、靡所不至。遂致君德不宣、自守令始。朕向在民間、嘗見縣官、由儒者多迂而廢事。時州縣父老有詣上言縣官善政。……上曰。郡縣之治、

心爲本。能得民心、則其去也、民豈得不愛而留之。養斯民之意、得其歡心。豈不深可嘉尚。且爲政以得民此守令不德其人故也。今縣官能爲吾撫循百姓、達吾愛

てそれらの官僚を復職させた事例からも窺われる。 能吏といえども大量にクビにしたのち、行き過ぎを反省し 設過程において、厳罰主義を掲げる太祖が、僅かな過失の いたからである。その点は後述するように、朝覲考察の創 司職掌、同二十九年の辰戌丑未朝覲制の制定へと努力して この部分を徹底的に駆逐しようとして朝覲考察体制の整 して考察の罷免の対象となる一割弱の貪官がおり、太祖が いた証左とはみなしえない。その理由は、現実には依然と た。しかし、右の事実は、太祖が県官を全面的に信頼して 彼らが民衆の支持をえて愛されている証拠であるとみなし 太祖はこれに対し、知州・知県の留任要請があることは 政の県官を留任させてほしいとの州県父老の要請にある。 発揮している、と評価している。太祖の評価の根拠は、善 八年七月現在の県官=知州・知県は百姓を救済する能力を 政を目撃し、過去にその被害者でもあった太祖は、洪武十 とあって、儒者や胥吏出身の元末の知府・知州・知県の苛 即ち後述の洪武二十三年の責任条例や同二十六年の諸

功清吏司、朝覲の条には、 実録には見えないが、正徳明会典巻十五、吏部十三、考

は特別に処分されることが決定した、という。は特別に処分されることが決定した、三年毎の朝覲が辰戌丑未とあって、洪武二十九年に至り、三年毎の朝覲が辰戌丑未とあって、洪武二十九年に至り、三年毎の朝覲が辰戌丑未とあって、洪武二十九年に至り、三年毎の朝覲が辰戌丑未とあって、洪武二十九年に至り、三年毎の朝覲が辰戌丑未とあって、洪武二十九年に至り、三年毎の朝覲が辰戌丑未とあって、洪武二十九年に至り、三年毎の朝覲が辰戌丑未とあって、洪武二十九年に至り、三年毎の朝覲が辰戌丑未とあって、洪武二十九年に至り、三年毎の朝覲が辰戌丑未とあって、洪武二十九年に至り、三年毎の朝覲が辰戌丑未とあって、洪武二十九年に至り、三年毎の朝覲が辰戊丑未とあって、洪武二十九年に至り、三年毎の朝覲が辰戌丑未とあって、洪武二十九年に至り、三年毎の朝覲が辰戌丑未とあって、洪武二十九年に至り、三年毎の朝覲が辰戌五十九年に至り、三年毎の朝覲が辰戌五十九年に至り、三年毎の朝覲が辰戌五十九年に至り、三年毎の朝覲が辰戌五十九十九年に至り、三年毎の朝覲が辰戌五十九十九年に至り、三年毎の朝廷では、三年毎の朝朝では、三年毎の明朝が辰戌五十九年に入る。

これらの事件に連坐して弾圧された一方、同二十三年の責個別的に起された粛清期でもある。府州県官の中の貪官は、のように明朝政権の確立後に相当するが、郭桓の案に始まの朝覲のみが見えるのは何故であろうか。この間は、後述の朝覲のみが見えるのな何故であろうか。この間は、後述これらの事件に連坐して弾圧されるの事件に連坐して弾圧されるの事件に連坐して弾圧されたの事件に連坐して弾圧された一方、同二十三年の責によって、朝覲考察の整備過程である洪武十八年以後同ところで、朝覲考察の整備過程である洪武十八年以後同

すれていたためではなかろうか。よって個別的に処分された結果、朝覲の実施は必要性がう覲に代る役割を果していた布政司官の毎歳の年末朝覲に任条例より同二十六年の諸司職掌の成立過程で、彼らの朝

以上、考満・朝覲制度は、俱に洪武元年に法令化したが、

どの考語にみられる罷免だけの処分も加わった。これは、 明一代の朝覲考察のモデルケースの出発点となったが、 に忠実な有徳の儒者より採用する薦挙にのみ依存してい に対し、 れて、考満の黜陟に相当する処分と同時に、 る科挙再開以後の同十八年正月の朝覲では、 であった。薦挙と併存して、文芸に長けた読書人を採用す 洪武十五年以前の朝覲は、 権力確立期の前後に変化がみられた。任官方式が政治倫理 蹟文簿の持参を特徴とする点では考満に共通するが、王朝 があるだけであった。三~四年毎に確認できる朝覲も、 は殆どが降級、左遷であって、 よりもむしろ処分の黜に重点がおかれたにも拘らず、 行われたことは確かであるが、具体的には明らかでない の黜陟は、 という王朝権力確立後の同十四年十月であった。それまで 考満が確立するのは、六部の皇帝への直属と里甲制の発足 整備された同十四年の黜陟規定は、 同元年以来、 政績を記した事蹟文簿に基づい 天子の面前で訓戒を受ける方式 罷免については唯一の規定 貪汚・闌茸な 考察が導入さ 昇進である陟 黜と 同

され、同二十九年には三年毎の朝覲が辰戌未丑の年に決定二十三年の責任条例、同二十六年の諸司職掌によって整備

して、朝覲考察制度は確立した。

朝覲の訓戒より考察への変化の過程との

の評連

次章では、

罰に帰結する貪官対策の中に検証したい。 定基準並びに、考察では貪汚・闡茸と評定される官僚の処が想定される小農の再生産の確立・維持政策を、考課の評

二 創設要因の検討

1

考課の評定基準

大明令、吏令には

蹟、從監察御史・按察司考覈。明白開坐實跡、申聞以凡各處府州縣官員、任内以戸口増田野闢爲尚。所行事

憑黜陟。

る義務は洪武元年令に規定された。明実録洪武五年十二月、大。この中、戸帖を給して戸籍調査が行われたことは、明た。この中、戸帖を給して戸籍調査が行われたことは、明を考課する評定基準は、戸口の増加と耕地の拡大であって、洪武元年の段階で監察御史・接察司官が府州県とあって、洪武元年の段階で監察御史・接察司官が府州県

甲戌の条には

書農桑學校之績。違者降罰。 私之教、甚違朕意。特勅中書、令有司、今後考課、必私之教、甚違朕意。特勅中書、令有司、今後考課、必孤之教、甚違朕意。特勅中書、令有司、今後考課、必孤降條章、敦篤教化、務欲使民豐衣足食、理道鴨焉。紹曰。農桑衣食之本。學校理道之原。朕嘗設置有司、詔曰。農桑衣食之本。學校理道之原。朕嘗設置有司、

使有所懲。

克勤の善政が、月の朝覲考察では政績優秀者として宴を儀曹に賜わった方月の朝覲考察では政績優秀者として宴を儀曹に賜わった方伝には、洪武四年四月、山東済寧府知府となり、同八年正中華書局本の明史巻二八一、列伝一六九、循吏、方克勤

一郡饒足。克勤爲治、以德化爲本、不喜近名。葺孔子廟堂。教化興起。……視事三年、戸口增數倍。差等徴發。吏不得爲奸。野以日闢。又立社學數百區、堯等徴發。吏不得爲奸。野以日闢。又立社學數百區、軾韶、墾荒閱三歳乃税。吏徴率不俟期。民謂詔旨不信、始詔、墾荒閱三歳乃税。吏徴率不俟期。民謂詔旨不信、

績を「能く商税を恢辦す」と評価して吏部に上呈したのに

に尽したことが、善政の内容をなしている。 戸口・耕地を拡大し、数百区に社学を起すなど教化の興隆と記され、胥吏の不法徴収を断って民意の吸収につとめて

明実録洪武九年六月乙未の条には、

政也。爲令而無豈弟之心、民受其患者多矣。宜黜降之、是棄本而務末。豈其職哉。苟任督責以爲能、非豈弟之學校風化之原。此守令先務。不知務此而曰長於督運、學之績、而長於督運。吏部以聞。上曰。農桑衣食之本。以日田縣知縣馬亮考満入覲。州上其考曰。無課農興

えた搾取を警告したのである。うことは、定額外の不法徴収に走りやすいので、限度を超あった。太祖は、商税を恢辦、つまり十分に徴収するといもし額外の恢辦あれば民に剝削なきを得んや」という点に対して、「商税にはみずから定額あり。何ぞ恢辦を俟たん。

推薦されて湖広漢陽知府となった恭譲については、年六月甲申条にもみえる。先ず、北平府薊州玉田県出身でえた搾取のない「愛民」政治のモデルは、明実録洪武十三民の心がなごみ安らぐ「民安」の政治、つまり限度を超

取容、無敢言者。恭讓每遇重役、必詣上官申理、事多徽之事、視武昌倍于他郡。故政繁而民困。前守多奉承雖至百而民不怨。漢陽爲府、密邇布政使司。凡徭役科爲人豈弟。処事慎密。其爲治、簡而明、嚴而不苛。笞人、

減省。民頼以安。

規免己責。庭蘭獨爲民辨明。以故民得不擾。朝廷嘗遣使、下縣取陳氏散卒。他縣率多以民丁應數

制徴取から民を保護した、という。知県のみは、特命の派遣官に弁明して、無條件な額数の強際に、他県が民丁を供出して責任逃れをしたのに対し、趙で散りぢりになった兵卒を徴取せよと額数を割付けられたとあって、漢陽県が、嘗ては陳友諒の麾下で現在は逃亡しとあって、漢陽県が、嘗ては陳友諒の麾下で現在は逃亡し

然國學首善之地。既選名儒、以五經分教諸生、必先德十二条を上呈したその「九曰敦教化」の中で、実録洪武十五年九月の癸亥の条で致仕桂彦良が、太平治要官僚養成機関であった国子監の生員教育についても、明

い。

「一般文藝。抑浮華而尚淳篤。未可驟用以啓其奔競之行而後文藝。抑浮華而尚淳篤。未可驟用以啓其奔競之

という如く、諸生の教育に当っては文芸よりも、徳行つま

告したのに対して、太祖は全面的に同意した。出世のための運動に奔走する事態となってはならないと忠り儒教倫理を必ず励行させ、任用を急ぎすぎて彼らの心が

明実録洪武六年九月丁未の条には、事蹟文簿に「戸口増、田野闢」如何の明記が義務化されたが、次第に肉付けされていった。既述の洪武元年令においては、なことを義務づけたが、政績評価の対象となる統治項目はして、官僚の考課の提出文書に農桑・教化の治績を明記すして、官僚の考課の提出文書に農桑・教化の治績を明記す

更定有司申報庶務法。國初、凡有司庶務、若戸口錢粮

台詳議。務從簡便。乃革月爲季報、以季報之數、類爲……吏牘煩碎而公私多糜費。……至是、命中書省御史書于冊、縣達于州、州達于府、府達于行省、類各中書。學校獄訟之類、或毎季、或毎月、具其增損見在之數、

歳報。……令出、天下便之。

るが、これらの項目も、やがて考課の対象になっていったは戸口・学校等の項目であった。今回の行政項目には、更となった、という。この当時、治績の考課で重視されたのとなった、という。この当時、治績の考課で重視されたのとなった、という。この当時、治績の考課で重視されたのとなった、という。この当時、治績の考課で重視されたのとなった、という。この当時、治績の考課で重視されたのとなった、という。この当時、治績の考課で重視されたのとなった、という官僚機構を通じて毎月行われていたが、今後は春省という官僚機構を通じて毎月行われていたが、今後は春省という官僚機構を通じて毎月行われていった。

績評価の対象項目として『到任須知』が頒布されたと考え年九月以降より、既述の同十三年以前の段階において、治と考えられる。その理由としては、少なくともこの洪武六

到任須知目録」の番号に従って授職到任須知の内容を解説認を行い記録せよ、とみえる。これの先に位置する「授職いて前任官と首領官及び六房の胥吏=吏典に問い質して確の中には、任地に到着した新任官は諸物・諸事の件数につ治の綱領に位置づけられた「授職到任須知」がみえる。そ既述の冒頭の勅諭に「爲官之道」「爲官之要機」として統正徳明会典巻十、吏部九、験封清吏司、到任須知一には、られるからである。

表Ⅳ<到任須知の項目内容>

② 恤 孤 の救済の恩恵を示せ。 ② 恤 孤 の救済の恩恵を示せ。 → おずから養済院を視察して収容される孤老の見在数を確認し、月支の一般である。 → おずから養済院を視察して収容される孤老の見在数を確認し、月支の一般である。 → おずから養済院を視察して収容される孤老の見在数を確認し、月支の一般である。 → おずから養済院を視察して収容される孤老の見在数を確認し、月支の一般である。	順	位	須知項	目	授職到任須知の概訳
加					を祭るのは国家の重大行事であり、結局それは民の幸福を祈願
加	<u></u>	1			- ^
恤 孤 の救済の恩恵を示せ。					し、損壊を修理し、春秋の二期に誠意をもって祭祀を行
加るの教済の恩恵を示	2)				から養済院を視察して収容される孤老の見在数を確認し、月
	G		,	£	救済の恩恵を示

表示したのが表Ⅳ〈到任須知の項目内容〉である。

10	9 8		7 6		5	4	3	
倉	印信衙門	承行事務	那移 東州不許	吏	榜 制	田	獄	
`庫	門	数 務 ————	許	典	文 書	糧	囚	
便ならしめ、不正を防止せよ。 出済みが若干で、在庫量が若干であるとか、某庫収貯の金銀銭貨什物の数量は若干と逐一報告し、監査・支出に正官直轄の倉・庫については、例えば、某倉の官糧・民糧若干は、何年に収納し、何年分が備蓄されており、支	務等衙門の官印は、一県所属の衙門ごとに府に報告せよ。城内の正官衙門を除いた所属衙門、例えば一府内の州県学校・巡検司・水馬駅・河泊所・逓運所・倉・場・庫・城内の正官衙門を除いた所属衙門、例えば一府内の州県学校・巡検司・水馬駅・河泊所・逓運所・倉・場・庫・	重軽の程度に分けて催促し完結させる一方、未施行の案件は即坐に施行せしめよ。行中で未完結のもの、まだ施行しないものに分類して別々に報告させよ。施行中で未完結の案件は、その急緩・六房の胥吏に対しては、上司より示達された公文、及び指示どおりに施行した案件について、完結したもの、施	る。違反した胥吏は斬刑に処し、官員は別途に処分する。	か怠惰かを考課して信賞必罰で監督せよ。 吏幾名の如く六房に振り分けて報告せよ。各房には常時事務を主管させるが、胥吏の実務能力のあるなし、精勤行政の実務の処理は、胥吏の能力如何にかかっている故、初めに胥吏の総数を把握して、某房には司吏幾名、典	いもの等については、捜索抄写して官署に収納し、末永く遵守せよ。釈する一方、それら法令の中、既に施行されたものや未だ施行されないものは勿論、欠損のあるもの、存在しな沿って出された告示である榜文、官民に暁諭した事件等について、逐一突き止めて調べ、立法の主旨を説明・解政治の禁令を心得るべき官人は、その時どきに出された天子の命令である聖旨、律・令等の制書、天子の意思に政治の禁令を心得るべき官人は、その時どきに出された天子の命令である聖旨、律・令等の制書、天子の意思に	民両田地の数量、毎歳の民田の夏税・秋糧と官田租糧の数量を項目別に報告して、国家・帝室両財政に備えよ。版籍・田糧の把握は、祀神・理獄に次ぐ政治の要務である。軍・民・匠・竈・僧・道・医・儒等の戸口冊、宮・	公正につとめよ。 未決囚の審理は事実関係の究明に努力し、前任官の確定した既決囚といえども疑わしい者は再審を行い、裁判の人の生死にかかわる罪囚の収監は、祀神に次ぐ重要事である。罪刑確定の囚人と審理中の未決囚の数を確認し、	

					_			·
(9)	18	Ø	16	15	1	(3)	12	10
公 <i>解</i>	塩場	窯冶	金 銀 場	魚湖	各色課程	会計糧儲	係官頭匹	庫 所 属 倉場
官有物を愛護して民力を疲弊させないためである。は即刻修理し、いつも清浄にして代々引き継がせよ。それらを傷つけた者は必ず取り調べて処分せよ。これは、の間口間数、及び各内部で用いる公用の日用器具の什物・椅子・机・敷物・莆団等は逐一報告せよ。欠損の箇所執務する官庁、及び官舎、公用の器皿等は、全て民より調達させたものである。官庁の左右両廂・門屋・後堂等	某場の竈戸若干、工本銭若干、歳額の塩課は若干とあらゆる塩場毎に報告して監査に便ならしめよ。国家収入は、大抵「鋳山・煑海」の利に着目して「民租」を省くべきである。管内が海に面して製塩場があれば、	陶磁器製造所は甎・瓦・椀楪什物等の種類を産出する、と逐一報告せよ。 管内にもし窯・冶があれば、各々別々に報告せよ。例えば、某窯は銅・鉄・錫を産出し、歳額は若干であり、某	場の歳額数目は若干と分類して報告せよ。但し、実際の出産量を調査して侵敗・隠匿の不正を防止せよ。管内の金銀場については、区別して総計を把握せよ。次いで、某処にある金場の歳額数目は若干、某処にある銀	て歳課は若干と逐一報告して監査に役立てよ。管内にもし魚湖があれば、先ず総計何箇所あり、毎年の課税額は若干とし、次いで内訳は、某湖は某処に位置し	知り、監査・支出に役立てよ。管内の特産物と酒・醋・茶・礬等の専売品目については、各々別々に報告せよ。それによって毎年の収入数目を	に報告せよ。それによって、毎年の収支の数量を知り、財政運営に役立てよ。民間の税糧の漕糧、折収した布疋銭鈔貨物等の数量、及び毎年の官吏の俸給、兵士の月糧等の支出数量は、各々別々収入をはかり数えて支出を定めるという量入為出 (の建前) は、国家の財政運営の重要事項である。官田の租糧・	した頭匹数目も、即刻数を報告して監査に便ならしめよ。当衙門所有の頭匹及び所属の駅が所有する馬・驢・孳畜等の頭匹の数目は、逐一現在の数を報告せよ。生長繁殖	税対象の特産物と鋭糧物貨の数目を確認せよ。某庫収貯の金銀銭貨什物の数は若干、某税課司の歳収銭鈔は若干などと逐一報告せよ。それによって、管内の課工官直轄以外の所属の倉・場・庫・務については某倉の某年収納の官民糧米は若干、某場収貯の竹木数は若干、正官直轄以外の所属の倉・場・庫・務については某倉の某年収納の官民糧米は若干、某場収貯の竹木数は若干、

2 5	24	23	22	20	20
境 内 儒 者	官戸	義夫·節夫 即孫	耆 宿	書生員数	係官房屋
修得させよ。の能力があるか否かを調査して姓名を記録し、或る者は政治の顧問とし、或る者は国子学に送って官僚への道を管内の儒者で、経典に通暁した者、文章の上手な者、民衆を統禦しうる者、事の処理が巧みな者などは、全てそ	て帰郷している者は幾戸かを逐一報告せよ。管内の読書人で京官か府州県官として現に任官している者は何戸あり、どんな実職についているか、及び退職し	請せよ。その数目を報告せよ。まだ旌表を受けていない善良の人物があれば、必ず親しく訪問して確認したのち旌表を申その数目を報告せよ。まだ旌表を受けていない善良の人物があれば、必ず親しく訪問して確認したのち旌表を申社会の良俗を維持するうえで、孝行が立派で節操が顕著なために旌表された孝子・順孫・義夫・節夫については、	すれば、自然と右の弊害をなす者はいなくなるはずである。てやり、政治を乱して民害をなす者がいる。従って、着任早々に必ずその人物の良し悪しを確認して姓名を明記徳行に欠け、耆宿の名目を金で買い求めて、官員と結託する者や、自己の徭役を免れたり、他人のために便宜を図っしんでいるかとか、政治上の問題解決方法について訪問して聞きただせ。しかし、耆宿の中には、高年であっても、耆宿を設けたのは、高年令にして徳行があり、土地の風俗慣習に通暁しているためである。民が政治的にどう苦耆宿を設けたのは、高年令にして徳行があり、土地の風俗慣習に通暁しているためである。民が政治的にどう苦	かなうように努力せよ。 がなうように努力せよ。所属州県も右の如く報告し、試験を実施して実績を上げ、「善俗良才」の意図に行した告示に則って処罰せよ。所属州県も右の如く報告し、試験を実施して実績を上げ、「善俗良才」の意図にさせて胥吏に充てよ。上奏を行ったり、他人の隠し事をあばいたり、公務を勝手に処理したりする者は、既に頒動勉な者は激励し、怠惰な者は懲戒せよ。欠員があれば、すぐ補え。長年月在学しながら不勉強な者は即刻退学助な者は激励し、怠惰な者は懲戒せよ。欠員があれば、すぐ補え。長年月在学しながら不勉強な者は即刻退学がな者は激励し、怠惰な者は懲戒せよ。欠員があれば、すぐ補え。長年月在学しながら不勉強な者は即刻退学がなる。例えば、当府学の生員は幾名で、一経を修得し生員を教育するのは、任用に堪える人材を育成するためである。例えば、当府学の生員は幾名で、一経を修得し生員を教育するのは、任用に堪える人材を育成するためである。例えば、当府学の生員は幾名で、一経を修得し	せよ。民間に賃貸させた方が有利な場合は、借家料金を決めて契約書を取り交わし、定期的に修理せよ。 城内及び郷村にある官有の家屋は、定期的に修理を加えて、官房幾間、正房幾間、廂房幾間の如くその都度報告

告せよ。	管内で、過去にいれずみの刑に処せられ、現在は官の手先である警迹に充てられた人は若干人と逐一報告せよ。	警迹人	31)
名とを報告せよ。	管内の民人で法を犯して処刑された者については、逐一実地調査を行い、処刑された戸数と犯罪名とを報	犯法民戸	30
免職となり	郷里に謹慎中の者は幾人か、死罪となった者で家族の生存している者は幾人かを逐一報告せよ。管内出身の官僚の中、任官中に一家もろとも他所に遷徙され、本人が強制労働に服した者は幾人か、免費	犯法官吏	29
告せよ。	但し、濫りに設置してはならない。 当衙門及び所属衙門の祗従・禁子・弓兵人等については、額設の定数と就役の日月とに分けて数目を報告せよ。	祗禁弓兵	28
登録簿に からせる	と職務を利用して民害をなす恐れがあるので注意せよ。記載して懲戒の意思を示せ。改悛しない者は、法によって処罰する。ただ、胥吏にやたらと実地調査をやらせる親不幸で兄弟仲も悪く、飲酒・賭博にうつつをぬかし、礼教にそむく者等は、姓名を探訪して危険人物登録簿にい者、邪教を広めて人を扇動し、神霊作用によって神降しを行ったり、香木を焚いて集会を開き夜聚暁散する者、民は士農工商の各身分に甘んじて生業に励めば、悪事に走ることはない。そこでぶらぶらして遊んで仕事をしな	生 好間不務	Ø
ると 民 き と 民 き り	をなす恐れがあるので注意せよ。 記録し、その者が再度犯行に及ぶかどうかの様子を監視せよ。また、やたらと胥吏に実地調査を行わせると民害を黒と言いくるめる恐れがあるので、着任後一定の時間が経過してから詳細に事実関係を究明して、その姓名をの勝敗に関与し、善良な民を騙す者は、もらさず記録して報告せよ。着任早々、胥吏に民の善悪をたずねても白管内の奸悪な民で、公務や私事をとりもち、秘密の頼み事と同時に賄賂をも取り継ぎ、人をそそのかしては裁判	起滅詞訟	26

ている。例えば、徴税については④⑩⑪⑬⑭⑮⑮⑫⑱等の裁判・教化・治安等の現実的な統治項目を中心に構成される着任官の心得ともいうべき確認事項は、一目して徴税・表Ⅳ〈到任須知の項目内容〉の順位別三十一項目にわた

階までは、太祖が「課農興学の績」を官僚考課の評定基準が、それぞれ中心をなしている。既述の洪武九年六月の段①劉劉等の項目が、治安については②劉劉劉等の項目項目が、裁判については③図等の項目が、教化については

チェックする方向に力点がおかれ始めたと考えられる。こ

税糧よりなっており、課農・農桑に相当する。 №④の「田糧」に相当する。 をもつ表IV①の 僚として儒教倫理を修得・実践する人材の育成を図る内 にしていたことが確認できた。興学の績は、 「書生員数」に相当する。 田糧の内容は、 課農の績 戸口・田地 将来国家の 戸口 は、 田 表 抽 官

田地の評価よりも、税・役徴収の過程で限度を超えた搾取間においては、善政・徳政の能吏の治績が、従来の戸口・の基準である「戸口増・田野闢」=農桑とか、学校=教化民の再生産の確立と教化の育成を企図した太祖の官僚評価民の再生産の確立と教化の育成を企図した太祖の官僚評価

績評価の在り方は、 進展と収奪機会の増大という現実に照応して、 安定要因があげられる。 裁権力の確立、さらには里甲制の成立という政治・経済的 ている。 得を網羅した表Ⅳにおいても、 窺われる。このような治績評価の在り方が、 如く徴税による評価を毛嫌いした太祖の姿勢からの変化が おいても徳性の涵養が強調され始めた。そこには、 を排除したという点で評価され始めた。且つ、学校教育に もっとも、 この背景には、 小農民の再生産の確立に伴う生産力の つまり、太祖の地方官に対する治 徴税項目を中心に反映され 胡惟庸事件後の君主独 官僚の着任心 徴税過程を 従来の

行荆棘中。

制度的保証策の整備に乗り出したのである。を資本に授受される賄賂を駆使する貪官を一掃するためのれ以後、太祖は、限度を越えた徴税過程の不法搾取とそれ

2 貪官対策=小農民の再生産保証策

が、 底的な貪官退治に乗り出したことは後述する通りである 太祖は官・吏に対する厳罰主義の方針を打ち出した。 明朝政権の確立する洪武十三~四年頃以降に、太祖が徹 明太祖宝訓巻六、諭群臣、洪武二年二月甲午の条で、 己廉而奉法公、猶人行坦途從容自適。 遇官吏貪汚蠹害吾民者罪之不恕。卿等當體朕言。若守 間時、見州縣官吏、多不恤民。往往貪財・好色・飲酒 盡其事。所以然者、 太祖諭群臣曰。……朕今命官必因其才。 凡民疾苦視之漠然。 天禄不可虛費也。又嘗思。昔在民 心實怒之。 苟貪賄罹法、 故令嚴法禁。 官之所治、

て「恤民」の政治を要求したのであった。しかし、「恤民」で職責を農民の労働の成果=天禄であるが故に、彼に対して職責を完遂せしめる代償として俸禄を給与したが、それ求した。また、太祖は、任官に当って才能ある者を採用しよしての体験から、太祖は官・吏に清廉・遵法の精神を要としての体験から、太祖は官・吏に清廉・遵法の精神を要としての体験から、太祖は官・吏に清廉・遵法の精神を要

のまり貪官汚吏や土豪の不法搾取を懲戒した小農民の育成 のた太祖によって復官させられた。 のた太祖によって復官させられた。 のた太祖によって復官させられた。 のかならず、能吏であっても微罪を犯せば免官になられたのみならず、能吏であっても微罪を犯せば免官になられたのみならず、能吏であっても微罪を犯せば免官になられたのみならず、能吏であっても微罪を犯せば免官になられた。

本祖の厳罰主義は、実務を遂行した胥吏に対して最も徹太祖の厳罰主義は、実務を遂行した胥吏に対して最も徹太祖の厳罰主義は、実務を遂行した胥吏に対して最も徹太正との中書省の報告に対して、太祖が地方政治の成否を官員─胥吏ラインの管理強化においていた点は、前述否を官員─胥吏ラインの管理強化においていた点は、前述否を官員─胥吏ラインの管理強化においていた点は、前述否を官員─胥吏の項目内容〉の須知項目⑥⑦⑧⑩の中でも親われる。明実録洪武九年九月己卯の条においても、福表』〈到任須知の項目内容〉の須知項目⑥⑦⑧⑩の中で、祖が北京、大祖は璽書を賜給してきせたとの中書省の報告に対して、太祖は璽書を賜給してさせたとの中書省の報告に対して、太祖は璽書を賜給してさせたとの中書省の報告に対して、太祖は璽書を賜給してさせたとの中書省の報告に対して、太祖は璽書を賜給してさせたとの中書省の報告に対した。

此令行久矣。奈何、貪官動爲下人所持、任其縦横、莫動必以禮、而嚴之以法。若吏卒背理違法、繩以死無論。嬖矣。民何由安。朕所以命著爲令者、正欲使上官馭吏、或云胥吏小人何預治亂。是大不然。吏詐則蠹政。政既

無馭吏之威、則諸事無成。馭得其法、則威立令行、事敢誰何。所以政無施而民受枉。朕嘗謂。若爲官臨政、

無不擧。

太祖は、「民安」政治の実効をあげるためには、官員の太祖は、「民安」政治の実効をあげるためには、官員の直接のが表示の事態は、以後の生産力の回復発展期においては、太方、短期毎の渡鳥ゆえに実務にうとい官僚にとっては、太方、短期毎の渡鳥ゆえに実務にうとい官僚にとっては、太方、短期毎の渡鳥ゆえに実務にうとい官僚にとっては、太古の寺には、「民安」政治の実効をあげるためには、官員のを機会の増大や経済活動の活性化と相俟って更に盛行するを機会の増大や経済活動の活性化と相俟って更に盛行するを成令に背く胥吏は殺してもよい、という。しかし、官途を感令に背く胥吏は殺してもよい、という。しかし、官途を成令に背く胥吏は殺してもよい、という。しかし、官途を成令に背く胥吏は殺してもよい、という。しかし、官途を成令に背く胥吏は殺してもよい、という。しかし、官途を成令に背く胥吏は殺してもよい。

月三十日には、例えば、皇明詔令巻三、褒賜蘇州府官僚勅 洪武十九年六 以後も、太祖の意向に沿う忠臣は、声高に褒賞された。

は、以下にみる太祖と貪官との格闘をみればわかる。 等が頒行されて厳罰主義政策のより徹底したこの段階で、 等が頒行されて厳罰主義政策のより徹底したこの段階で、 等が頒行されて厳罰主義政策のより徹底したこの段階で、

洪武 指摘がある。 ローバルに官僚統治策としても把える必要がある。 た内外官僚の結託を媒介に授受されたのであれば、 実質的な中華統一王朝への脱皮の過程におけるジレンマと 前提である貪官退治は、南人政権の北への遷都を予定した 農民の再生産を保証することを目指した太祖の安民政治の 官僚・地主に集中された一面のあった事実は、檀上寛氏に す中華統 枚加わり、 南近辺出身の内外官僚と賄賂で結託した江南地主段階が うことになる。 方官の間、さらには京官―地方官の間に賄賂の授受を考え いう見地からと同時に、 た場合、収賄者は地方官や上級地方官、さらには京官とい 地方政治を処理する地方官―胥吏や上級地方官―下級 【四年十一月庚申の条で太祖は、「自今、 一王朝への阻害要因とみなされ、 彼らが政治・経済的に自己循環して太祖のめざ しかし、官吏による過度の搾取を排除して小 南京を首都とした洪武政治においては、 賄賂は主に昇官・発財を目的とし 弾圧がそれらの 官吏の贓罪を 明実録 更にグ 江

といえども亦た赦さず」との厳しい姿勢を再確認した。名爵を邀買す。下は州県簿書の小吏に至るまで、財賂にあらずんば亦た得て進むなし」という如く、上は大官より下らずんば亦た得て進むなし」という如く、上は大官より下は州県の小役人に至るまで賄賂が昇進を目的として授受さは州県の小役人に至るまで賄賂が昇進を目的として授受されていた元末の弊政を断つためであった。そして、明実録れていた元末の弊政を断つためであった。そば、大官との人に、といえども亦た赦さず」との厳しい姿勢を再確認した。犯責を激買する。

新であったとされる。 府州県官僚の多くが処罰された事件であり、 この過程で不正があるとの理由で、 印をもらい直す二度手間が省かれていたが、 ラの空印を押した書類を携帯し、 類上の規定に対して、地方官庁が戸部での照合前に予めカ 覲の期が三年に決定したが、この考満入覲及び朝覲の整備 立過程で任官した多くの江南近辺出身官僚に対する一大刷 り、手続き完了後に戸部と地方官庁の認印を必要とする書 を出頭させ、その年の地方財政の収支決算をする慣例 れた。当時、 十二月には、府州県官の考満による黜陟期限が九年に、 洪武九年には、一種の捏造事件とされる空印の案が起さ 事件後の官僚機構の整備を意図したものではない 行省や府州県の官庁が毎年中央の戸部に胥吏 この事件を契機に、 地方へ引き返して長官の 関係の胥吏及び行省や 既述の洪武 狙いは王朝成 空印の案 があ かと は

以後一年一朝制に変更されたことも一時あった点は既に述 考えられる。ただ、三年朝覲制は、その実施が甚だあやしく、 た。

大地主及び地方官との間を切断する狙いがあった。事件後 の明実録洪武十三年九月丁未の条で太祖は、府州県長官に れた。この事件の背景にも、中央官と癒着した江南の土豪・ 統属する体制が完成して、皇帝の独裁権力は一段と強化さ ための捏造事件によって、皇帝に直属した六部が布政司 たとの理由で一万五千人もの連坐者を出した中書省廃止の 次いで、同十三年正月、中書左丞相胡惟庸が謀叛を企て

是用授以職任相與圖治。爾當竭誠報効、無踏前非。 干邦憲。今爾等、皆出編氓、深知稼穡艱難、民生疾苦。 弄権、恣行不法、内外之職、咸罔克忠。惟貪贓蠹政以 詔戒守令曰。……其立綱陳紀、 所以安民也。曩因姦臣

洪武十四年正月には、官人をも含む全人民を皇帝への

中央官と結託することがないように戒めた。 という如く、農民の稼穡の艱難を認識して、

賄賂をもって

明朝支配は一応の確立をみた。明実録洪武十四年三月癸卯 元的支配に編成した税・役徴収体制=里甲制が成立して、 条で太祖は

の

勅刑部。

自今官吏受賄者、

必求通賄之人、併罪之。徙

著爲令。

して、極刑を対置させて警告している。 おいても、太祖は、絶えず府州県官や胥吏の「貪心」に対 年八月には郷試も再開された点は、既に述べた。この間に は伝統的な考課の制度である考満が最終的に整備され、次 族も辺境の地に流罪とすることを法令化した。同年十月に という如く、洪武四年の収賄の官・吏に対する処罰規定を 一歩進めて、贈賄した官・吏をも一轄して処罰し、その家

して に当る明実録洪武十七年四月壬午の条には、礼部への上諭 にとっての障害の一掃が図られた。先ず、郭桓の案の前年 う三大疑獄事件が捏造されて、君主独裁権力の最終的確立

ŧ

政権基盤の確立期を迎えた洪武十三~四年以降において

中央政府では、郭桓の案・李善長の獄・藍玉の獄とい

之賢否、布政司不能察。善無所觀、而惡無所懲。 苟且。縣之賢否、州不能知。州之賢否、府不能察。府 臨精其考覈、以憑黜陟、昭示觀戒。今上下之政。惟務 朕嘗命。縣考於州。州考於府。府考於布政司。各以所

司官とても同様であると嘆いている。そこで太祖は、 政治に終始しているため、例えば知県の政績の如何につい とみえ、太祖は、上下の地方長官がいい加減な責任逃れの 考課の責に任ずべき知州は知らないとし、 知府・布政

させようとした。
で、州県官・知府・布政司官の政治責任を明確化して遵守

貴賤之體。歳終察其所行善惡而旌別之。盡力南畝、毋作非爲以罹刑罰。行郷飲酒禮、使知遵卑窮困、審冤抑、禁盜賊。時命里長告戒其里人、敦行孝弟、其一。州縣之官、宜宣揚風化、撫字其民、均賦役、邺

る点にあった。化・治安等を中心として、これらを里長を通じて実現させれ・治安等を中心として、これらを里長を通じて実現させ、知県知州の職責は、既述の到任須知内の懲税・裁判・教

以擾吾民。 民者、輕則治之以法。重則申聞黜罰。然不得下侵其職吏民稱賢者、優加禮遇、紀其善績。其有關茸及蠹政病其二。爲府官者、當平其政令、廉察属官。致治有方、

八年正月の朝覲考察で機能した点は既にのべた。することであった。処罰の考語の目である闌茸が、洪武十無能力者や貪官を自ら治罪するかまたは上官に処罰を上申知府の職責は、州県官の政績を評定して、善政を記録し、

治不公、則從按察司糾擧。知民風美惡、及士習情僞。姦弊甚者、具聞鞫之。如所知民風美惡、及士習情僞。姦弊甚者、具聞鞫之。如所其三。布政司官、宜宣布德化、考覈府州縣官能否、詢

宣揚し、府州県官の政績の能否を評定する点にあった。但布政司官の職責は、一省の長として朝廷の徳政の方針を

年の責任条例の前ぶれをなすものであった。 責任考課体制の強化をうち出したものであり、洪武二十三上諭は、布政司官→知府→知州・知県と統属する地方官のし、その不正は、按察司官に弾劾された。要するに、右の

た。次いで、明実録洪武十八年二月甲辰の条において、国七一員と闖茸者一四三員とが免官となった点は既にのべ満の処分者=不称職四十一員は留任となったが、貪汚者一が表明された。それが翌十八年正月に実施され、従来の考が表明された。それが翌十八年正月に実施され、従来の考業績一覧に添付した紀功の図册を持参することが命ぜら業績一覧に添付した紀功の図册を持参することが命ぜら

考察の徹底化を進言して太祖に承認された。これを受けて、「苛刻虐民・廢法不奉行」の者は死刑にすべきであるとの上の過失があっても許すが、「貪汚・闌茸」の者は罷免し、政事公平」の者には「増秩賜金」して抜擢し、たとえ公務子監博士高允憲は、布按両司官、府州県官の中、「節行卓異・子監博士高允憲は、布按両司官、府州県官の中、「節行卓異・

明実録洪武十八年三月壬戌朔の条には、

とあって、太祖は、善政とは賦・役の徴収を公平に行って

善爲政也。爾勉之。

逆って身を滅ぼしている者がいる、という。民を貧困に陥れないことを言うが、現在の有司はこれに

このような考課、特に朝覲考察を徹底させて地方の貪官この案は、六部官僚と結託した貪官や江南地主の弾圧をめての案は、六部官僚と結託した貪官や江南地主の弾圧をめての案は、六部官僚と結託した貪官や江南地主の弾圧をめての案は、六部官僚と結託した貪官や江南地主の弾圧をめての案は、六部官僚と結託した貪官や江南地主の弾圧をめての案は、六部官僚と結託した貪官や江南地主の弾圧をめての案は、六部官僚と結託した貪官や江南地主の弾圧をめての案は、六部官僚と結託した貪官や江南地主の弾圧をめているので、この直前に発生したものと考えられる。

十一月甲子の条では、太祖は、侍臣に対して「富を民に蔵やの有司で〔王復春〕に如ぶ者はいない」と述べて、依然外の有司で〔王復春〕に如ぶ者はいない」と述べて、依然が問知に昇官させたことがみえる。その際、太祖は、「方がの条には、「決して民の利を脧って上官の欲に徇うことがの条には、「決して民の利を脧って上官の欲に徇うことがの条には、「決して民の利をとって上官の欲に徇うことがの者には、「決して民の利をといる。明実録洪武十八年十月乙願罪で処罰される者が多かった。明実録洪武十八年十月乙願罪で処罰される者が多かった。明実録洪武十八年十月乙卿別大誥続編、松江逸民為害第二には、両浙・江西・両御製大誥続編、松江逸民為害第二には、両浙・江西・両御製大誥続編、松江逸民為害第二には、両浙・江西・両

警告の役割を担っていたと考えられる。

警告の役割を担っていたと考えられる。

警告の役割を担っていたと考えられる。

なお、同月太祖は、詔を出して民害をなしていると判定された地同月太祖は、詔を出して民害をなしていると判定された地同月太祖は、詔を出して民害をなしていると判定された地別とないが、対しているかを強調している。また、実録には見えないが、力しているかを強調している。また、実録には見えないが、力しているかを強調している。また、実録には見えないが、力しているがという。

中る考課体制が最後的に整備されたのが、この時期の特徴であった。同じく一万数千人の連坐者を出した同二十六年のあった。同じく一万数千人の連坐者を出した同二十六年のあった。同じく一万数千人の連坐者を出した同二十六年のあった。同じく一万数千人の連坐者を出した同二十六年のあった。同じく一万数千人の連坐者を出した同二十六年のあった。同じく一万数千人の連坐者を出した同二十六年のあった。同じく一万数千人の連坐者を出した同二十六年のあった。同じく一万数千人の連坐者を出した同二十六年のあった。同じく一万数千人の連坐者を出した同二十六年のあった。同じく一万数千人の連坐者を出した同二十六年のあった。右の両事件に照応するかのように、地方官に対であった。右の両事件に照応するかのように、地方官に対する考課体制が最後的に整備されたのが、この時期の特徴であった。右の両事件に照応するかのように、地方官に対する考課体制が最後的に整備されたのが、この時期の特徴であった。右の両事件に照応するかのように、地方官に対する考課体制が最後的に整備されたのが、この時期の特徴というに対した。

であった。

かなうなき」とは、同条に、 かなうなき」とは、同条に、 かなうなき」とは、同条に、 の発生した同二十三年には、既述の同十七年四月に上呈し の発生した同二十三年には、既述の同十七年四月に上呈し の発生した同二十三年には、既述の同十七年四月に上呈し 月に明一代に貫徹する制度として成立したが、李善長事件 正月に制定され、同十三年二月に重定をへて、同二十年九

小人、浸潤謀取贓私、酷害下民。……所有責任条例、畧不以到任須知爲重。公事不謀、体統不行、終日聽信多係民間起取秀才・人材・考廉。各人授職到任之後、洪武二十三年勅。方今所用布政司・府州縣・按察司官、

具体的にみた場合、布政司については、と結託して下民より贓賄の搾取を企んでいる情況を指す。階では着任心得の到任須知を軽視して公務をサボリ、胥吏とある如く、特に薦挙で任官した大半の地方官が、この段とある如く、特に薦挙で任官した大半の地方官が、この段

設若用心提調催督、宣布條章、去惡安善。儻耳目有所承、及貪汚、坐視恬忍害民者、驗其實蹟、奏聞提問。辯其廉能、綱擧到任須知内事目、一一務必施行。少有一布政司治理親属臨府。歳月稽求所行事務、察其勤惰、一布政司治理親属臨府。歳月稽求所行事務、察其勤惰、

分を認識させて治める。知県の監督より漏れた無藉頑民は別年ので、布政司官は、まず府官が政治綱領でもある到任とあって、布政司官は、まず府官が政治綱領でもある到任とあって、布政司官は、監査したのち、府官の政績を勤惰・廉能と評定し、「頑慢・監査したのち、府官の政績を勤惰・廉能と評定し、「頑慢・監査に漏れた貪官汚吏や無藉頑民は、田び高門したい旨を上奏する。布政司官が処置する。監査に漏れた貪官汚吏や無藉頑民は、田び高さに漏れた貪官汚吏や無種のならず者である無藉頑民は、好察出して審問したい旨を上奏する。布政司官の監査網より漏出して審問したい旨を上奏する。布政司官が処置する。知州は、県政を監査し、監査に漏れた貪官汚吏は知所が処置する。知州は、県政を監査し、監査に漏れた貪官汚吏や無藉頑民は不政司官が処置を行う、という。(次いで知行は、田政治の監督より漏れた無藉頑民はとあって、布政司官については省略)

不及、精神有所不至、遺下貪官汚吏、及無藉頑民、

按

課させて、貪官・汚吏や無藉頑民を徹底的に排除することの各級管理官の中、悪を除いて民生を安定させる能力のなの各級管理官の中、悪を除いて民生を安定させる能力のなの各級管理官の中、悪を除いて民生を安定させる能力のなの各級管理官の中、悪を除いて民生を安定させる能力のなの外のとして、民い方。
は、按察司官が処置を行う。
ない者は、
は、
ない者は、
ない者に、
ない者は、
ない者によって、
ない者は、
ない者によって、
ない者は、
ない者によって、
ない者によって、
ない者によって、
ない者は、
ない者によって、
ないるによって、
ない者によって、
ない者によって、
ないるはないるによって、
ない者によって、
ない者によって、
ないるによって、
ないるによって、
ないるによって、
ないるによって、
ないるによって、
ない者によっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによれるないるによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによ

える点は既にのべた。 を狙ったものである。なお、条例の最後には、府州県長官を狙ったものである。なお、条例の最後には、府州県長官を狙ったものである。なお、条例の最後には、府州県長官を狙ったものである。なお、条例の最後には、府州県長官を狙ったものである。なお、条例の最後には、府州県長官を狙ったものである。なお、条例の最後には、府州県長官

を恤む理由について、太祖は、内外の諸司に『醒貪簡要録』を頒布したことがみえる。民内外の諸司に『醒貪簡要録』を頒布したことがみえる。民「禄を食む者をして民を恤むゆえんを知らしむ」るために、次いで、明実録洪武二十五年八月戊寅の条には、太祖が

無仁心甚矣。 是是爲爲為。 以天赤日形體憔悴。及至秋成、 是之最為者何。當春之時、鷄鳴而起、馭牛耕丰而耕。 是之最為者何。當春之時、鷄鳴而起、馭牛耕丰而耕。 是之最為者何。當春之時、鶏鳴而起、馭牛耕丰而耕。 是之最為者何。當春之時、鶏鳴而起、馭牛耕丰而耕。

気持を欠いて農民から限度外の搾取を行っているためだ、てられない惨状に陥るのに、現在の官員が全く思いやりの入すれば幾何の残りもないうえ、天災にでもあえば目もあ農民は農作業で難儀苦労して稔の秋を迎えても、税糧を納という如く、いながらにして俸禄を受ける官員に対して、

補充されてほぼ完成をみた朝覲考察制度が収録された。な制も規定され、同二十三・二十六年の右に述べた諸規定も

朝覲考察制度に関しては、干支の不確定な三年一朝制

大小官員の官品と、米に換算した年俸額との備忘録を作ら 大小官員の官品と、米に換算した年俸額との備忘録を作ら せ、更にその年俸額に見合う土地生産高と必要な労働力と は、凶作で女児をも身売りするほどの農民の窮状を見殺し にし、官倉を開いて心にかけて救済しようとする姿勢が全 にし、官倉を開いて心にかけて救済しようとする姿勢が全 くないところを巡按御史に摘発され、太祖の命令で杖刑に のせられている。つづいて同条で太祖は、戸部に命じて文武

する制度の完成とみなされる。が同二十九年に辰戌丑未の年に確定した時が明一代に貫徹

農民の再生産の保証策として展開していった事実が迹づけ方官に対する考課の制度的保証の整備発展を伴いつつ、小以上の如く、太祖の貪官一掃策は、賄賂の来源である地

おわりに

られる。

殆どは免官を免れていた。 の処罰を意味する黜に重点がおかれていたが、不称職者も 等制に基づく考満の地方官に対する黜陟は、 力確立後の同年十月に確立した。 権力の強化と、翌十四年正月の里甲制の成立に伴う明朝権 年正月の六部―布政司体制の皇帝への直属による君主独裁 の制度は、明代では考満と呼ばれた。本制度は、 わせる上で一定の機能を発揮したと考えられる伝統的考課 手足に君主独裁権力を確立して、中華統一王朝への脱皮を 初洪武年間の考課の制度は、 た。古来、昇官を願望する官僚集団を皇帝の施政方針に従 めざした太祖朱元璋の一連の政策と密着しながら展開 以上、二章に亘る検討の結果、以下の点が判明した。 南京奠都以後、集権官僚制を 称職・平常・不称職の三 降級~左遷等 洪武十三 明

これに対して、布政司・按察司官や府州県官が上京して

的な保証として機能していた。

朝覲の際に政績不良者への黜罰の実施が表明された。 免官規定は、収奪機会より貪官部分を排除するための制度 いう社会経済的な客観情況があげられる。つまり、 生産の確立に伴う生産力の発展と官僚の収奪機会の増大と 免官規定が採用された背景には、基本的には、小農民の再 後の考察の処分の中に、考満の降級~左遷の処分に加えて、 七・七%にあたる三一四員が免官となった。明朝権力確立 覲した計四千百十七員の布按二司・府州県の中、その約 八年正月の朝覲考察では、考満の三等の黜陟に加えて、 の黜罰方針が決定し、五月に朝覲規定が整備され、十月に 特に同十七年には、四月に「闟茸・蠧政」等の知州知県へ 礼法上の制裁に止まっていた。しかし、明朝権力確立後の 覲と併せて考察が始まったが、三等の政績に対する処分は、 する限度外の搾取を禁じて恵政を施せ、との訓戒の方式が を占めた推薦官僚に、再生産の回復過程にある小農民に対 倫理=徳行の体得者=賢才として任用され、地方官の大半 挙制が復活する洪武十五年八月以前の朝覲では、 洪武元年に始まり、明朝権力確立後に完成した。 天子に謁見する三歳一朝の朝覲の制も、考満の制とともに 有効に機能していた。ところが、同十一年の朝覲では、 **闌茸」等の免官に相当する処罰の考目が採用され、** 特に、 本来儒教 考察の 「貪

判・教化・治安等を中心に構成された三十一項目の到任須 廉の能吏が評価され始めた如く総花的となった。 では、税・役の限度外搾取を行う貪官・汚吏とは無縁な清 照応して、戸口・田土の拡大と教化の徹底におかれていた 定基準は、洪武九年段階までは小農民の再生産回復過程に 記載帳簿が上呈された。簿・册に記されたはずの考語の評 文簿・紀功圖册・事蹟功業文册などとして定型化した政績 朝覲の考察処分が厳重化する同十七~八年以降には、事蹟 政績を中央へ報告する際等には、既に洪武元年より現われ 毎年(実際は三~四年)上京する布按二司官が府州県官の 年 三考=九年の考満による地方官の入覲の際、 (実際は三~四年)毎に挙行された朝覲の際、 以後の再生産の確立に伴う同十四年の里甲制成立以後 規定では三 徴税・ 規定では

> 満 六年の諸司職掌の中に貫徹していった。 した各級地方長官による責任考課条例の発布、 断行や、同二十三年の貪官のみならず汚吏の一掃をもめざ 考察制度の上には、一層整備された同十八年正月の考察の 1・朝覲考察に関する考課の諸条例を整備補充した同二十 さらには考

9 一九八〇年。

拙稿「明末官評の出現過程」『九州大学東洋史論集』

1

(2) 左の二表は、明実録洪武十四年十月壬申の条に拠っ

		く繋	Á	î j	則	例)	>		
事	簡				事		繁		
「僻静之処」	州田糧七万石以下	府田糧十五万石以下	「在京諸司」	「有軍馬守禦路当駅道辺方衝要供給之処」	都司・布政使司・按察司の所在地	親臨王府	県田糧三万石以上	府田糧七万石以上	府田糧十五万石以上

は、

知は、その典型となった。

確立した小農民の再生産を維持しようとする太祖の情熱

元末貪官の苛政に憤怒した一貧農の実体験の炎として

案や、以後の疑獄事件等に投影された。またそれは、 賄賂で癒着した六部官僚を弾圧した同十八年六月の郭桓の 官や善政の能吏に対する褒賞や、

江南大地主及び地方官と 政治的には、模範的清

積極的に推進された。それは、

ある俸禄制の確立した同二十年前後より、太祖の貪官対策

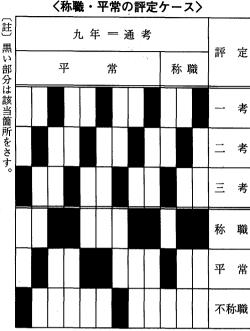
政治・制度上にも反映された。即ち、

考課の財政的保証で

註

128

・平常の評定ケース〉



明実録洪武六年九月癸卯の条。

3

詔定散官各給。凡除授官員、即與對品散官以三十月爲 每考陞一等。在外官以三歳爲一考。每考陞一階。

4 年一考九年通考、 杜權黨。上命吏部議行之。至是、吏部尚書余熂等議。三 定考績法。先是、 明実録洪武十七年八月癸未の条 監察御史李端言。任官宜內外相參、 乃本朝考績之常法。今在外官、 宜仍舊 以

> 九年、 京官以三年爲満。

(5) 正德明會典巻一四、吏部十三、考功清吏司、 事例。 考覈一、

洪武十七年令。布政司按察司官、年終來朝、 考過堪用平常不堪用名數、 親自奏聞。直隷府州官同。

將所属官員

6 有廣東儒士上治平策。上覧之顧謂待臣曰此人不識道 明実録洪武十五年八月己卯の条には、

理之乎。雖有至聖之君、猶以用人爲重。

豈有渉數千言、論治而不及用賢。天下之大、欲朕一人自

任用することを述べていないのは道理を識らない人だ、 とあって、太祖は政治の安定策を上言した広東儒士に対 して、累々と治を論じてはいるが、統治のために賢人を

とのべている。

(7) この部分は、万暦明会典巻十二、吏部十一、考功清 録されている。 吏司、責任条例に、五字が別字である外は全く同文で収

(8) 諸司職掌、吏部、 考功部、 考覈、 官。

作缺、 任内行過事蹟、保勘覆實明白、出給紙牌、攢造事蹟功業 官給由到州、 凡在外有司府州縣官。三年考満。先行呈部、移付選部、 銓註。 紀功文簿、 司勲、 州官當面察其言行、辦事勤惰、 稱臣僉名、 開黄、仍令給由。其見任官、 交付本官、 親齎給由。 從實考覈。 將本官

考詞語、呈部。 政司。考覈如之。以上、俱從按察司官覈考。仍將考覈覆 稱職、平常、不稱職詞語。州官給由到府。府官給由到布

- (9) 檀上寬「明王朝成立期の軌跡―洪武朝の疑獄事件と(9) 檀上寬「明王朝成立期の軌跡―洪武朝の経獄事件とえる。
- 「別別チロサ湯鬘で竽ぎ責で月。 こうぎょうこう (11) 明実録洪武十一年三月丁丑の条。

- 百五人。」参照。 二月戌申、「定六部官制。凡設官吏五百四十八人。官一二月戌申、「定六部官制。凡設官吏五百四十八人。官一千二百餘人。見於先臣馬文升之疏。」明實録洪武十三年気集巻五五二)巻一、制用第五、汰冗員、「初京官額一
- (3) 万暦四十三年利、涂山・明政統宗巻三、洪武四年四月「以方克勸爲濟南知府」、「乙卯洪武八年春正月辛西朔」、方克勤が方孝孺の父であり、空印の案に連坐して刑死し方克勤が方孝孺の父であり、空印の案に連坐して刑死し方立動が方孝孺の父であり、空印の案に連坐して刑死したことは、本文引用の明史の同条に「以空印事連逮死。
- 一九八一年第一期及び明実録洪武三年二月庚午の条、参(15) 陳高華「従▲大誥≫看明初的専制政治」『歴史研究』の部分は、永楽期に補充整備されたものである。(14) 正德明會典巻十一、験封清吏司、吏部十、到任須知二、

照

(17) 明実録洪武十三年五月己亥の条。 (17) 明実録洪武十三年五月己亥の条。 (17) 明実録洪武十年十一月甲辰の条。「新除有司官。上(16) 明実録洪武十年十一月甲辰の条。「新除有司官。上(17) 明実録洪武十年十一月甲辰の条。「新除有司官。上(17) 明実録洪武十年十一月甲辰の条。「新除有司官。上(17) 明実録洪武十年十一月甲辰の条。「新除有司官。上(17) 明実録洪武十年十一月甲辰の条。「新除有司官。上(17) 明実録洪武十年十一月甲辰の条。「新除有司官。上(17) 明実録洪武十年十一月甲辰の条。「新除有司官。上(17) 明実録洪武十三年五月己亥の条。

其洪武十三年天下秋粮、悉行蠲免。凡官員、 以罪黜罷

情非實犯者、許親自來朝。仍授以職

上諭吏部臣曰。近内外官員、有以微罪罷免者。 明実録洪武十七年正月丙寅の条。 其中多明

……於是、〔罷免官鞏〕 貫道等五十餘人至京。皆擢居顯職。 經老成、練達政務。一旦廢黜、不得盡展其才能。朕甚惜之。

明実録洪武二十一年正月戊寅の条。

雲南。比有言其治縣時、能愛民。夫長民者、 而貸之。果賢者、不以小疵而棄之。姦者必懲。庶不廢法。 宥過而用則無棄人。陳允恭前任諸城、 太祖諭吏部臣曰。爲國以任人爲本。作姦者、不以小才 以簿書之過、謫戌 能愛民、

有過可用也。於是、召允恭還復其官。

- 18 明太祖宝訓巻六、諭群臣、 呉元年八月戊申の条。
- 19 註 (9) 檀上論文。
- 20 (9) 檀上論文。
- 21 註 (9) 檀上論文。
- 22 同巻二、 皇明詔令巻二、戒諭諸司修職勅洪武十五年六月初五 命諸司遵奉勘合勅洪武(十五年末より十六
- 註(9)檀上論文。

年初め頃?)

詔天下盡革有司積爲民害者、 明政統宗巻四、 洪武十八年十一月。

朝覲考察制度の創設

- 25 註(9)檀上論文。
- 26 と銀の問題」東方学創立二十五周年記念『東方学論集』 考察」『史観』41、 十年九月丙戌の各条。清水泰次「明初官俸の社会経済的 明実録洪武四年正月庚戌、同十三年二月丁丑、 一九五四年。 田村実造「明朝の官俸 、同二
- 27 明実録洪武二十九年二月乙卯の条。

九七二年。参照。

28 九七九年、 福島繁次郎増訂『中国南北朝史研究』名著出版、 参照。以下、多数の考課論文の分析は次稿に